ゲ アロ カ →	(bb → 1					
第五芳膏八 正 副	(第二十条関係)(A 4	築士事務原	已入例	事		法 人
	更新					
	間は、記入しないでくだる	えい。		してください。	L	
名のみを	ョ請社名は、法人の場合、 :記♪してください。			氏名を記入。個人	の場合は	個人
4 現登頭	める欄は、該当する 年月日及び登録番号の相			る場合に記入してく	ください。	
一 <u>級</u> 二級 木造	建築士事務所の登録を ません。	き申請します。こ	の申請書及び	添付書類の記載事	事項は事	実に相違あり
	年 〇〇 月 〇〇 日	←提出日 ※	郵送の方は空	欄で提出くださ	۷۱ _o	
	、名、役職名+氏名 登記どおりの社名・?	り職名で記入	7% /2			事務所
京都府指	定事務所登録機関			名 代表取締 の事務所名称を記		
一般在団	法人京都府建築士事務	所協会 会長 »	安 全球とわり	の事物川石柳を記		/2 3 VI.
建事	sb がな 名 称			んちくしじむしょ 土京都会事務所		
築務 士所	所 在 地	京都市北区小	、山南大野町1	申請する事務 所 番地 紫明会館 77 、FAX(0	官1階	
個あ	ふり がな 氏 名			建築 	士	及建築士
	度の期間を記入				な	l 🗌
	算→下記のとおり 央算→1 月 1 日から	司年 12 月 31 日	目まで			
甲 法 人 で 請	がなか	# 士 △ ¼ 吉	とかいじむしょ 都会事務所 🌛	※ 法人登記に記	載どおり	の会社名
請 でき 者	所 在 地		八丁堀〇〇番均			どおりの所在地
事	業年度の定め	4月1日	から〔同・	翌] 年 3月 3	1 日 3	<u>まで</u>
建管築理士す	sb がな 氏 名	0 00 / 0	ちろう	登 録 番	号	第99999号
事る務る	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別	修了年月日	を記入 はありません_	登録を受けた 県名(二級建築 木造建築士の場	士又は	※2級・木造 のみ記入
所建 を築 士	管理建築士講習を 修了した年月日	令和 〇〇年		修 了 証 :	番号	999B-99999K
現 登 び	録 年 月 日 登 録 番 号		○○年○○月(事 登 録○○ <i>E</i>	○○日 A第○○○○号	※ 審	
新 更 規 新	※登録年月日 及び登録番号		年 月 事登録	日 第 号	査	

本登録の有効期間は令和 年 月 日までです。

更新登録を受ける場合は、有効期間満了の日前30日である令和 年 月 日 までに登録申請を行ってください。 (第二面)

所属建築士名簿

[記入注意] 全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

	_	T		I I# \/(////	[#:\/		
sp がな 氏 名	一級建築士、二 級建築士又は木 造建築士の別	登録番号	登録を受けた都 道府県名 (二級 建築士又は木造 建築士の場合)	構造設計一級建 築士又は強備設 計一級建築士で ある場合にし ては、その旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の交 付番号		
きょうと いちろう 京都 一郎	一級建築士	第99999号	※二級・木造 のみ記入	構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	第0000号 第0000号		
けんちく はなこ 建築 花子	二級建築士	第222号	京都府 免討	 F証をお持ちの方の 	みご記入くださ		
けんちく さぶろう 建築 三郎	二級建築士	第12345号	京都府				
当該事務所に所属し、設計・工事監理等の業務に携わる建築士をすべて記入ください。 (管理建築士も含む) またこの書類に記入しきれない場合は複写して使用ください。 注意 ①氏名の漢字は建築士の免許証に記載通りの漢字体を希望される場合 (免許が旧字体の場合) はパソコンで出ないときは手書きでご記入ください。 ② 建築士免許証に通称名・旧姓が記載されている場合は使用可能です。							
				それぞれの人ご記入くださ			
(/#r +v)				SET 7th felter 1			
(備考) 有 □ 別紙			二 計 木	·級建築士 .級建築士 .造建築士 .造設計一級建築士	1名 2名 名 1名		
無				是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	1夕		

(第三面)

役員名簿

記入例

[記入注意]

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の の中にレを付けたうえで、この 書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

sp がな 氏 名	役 名		生 年	月日			
けんちく さぶろう 男 建築 三郎 女	代表取締役	大正·昭和 平成·令和	63 年	5	月	1	日
### ### ### ### #####################	取締役	大正・昭和 平成・令和	20 年	5	月	5	日
きょうと じろう 男 京都 次郎 女	取締役	大正・昭和 平成・令和	元 年	1	月	2 6	日
きょうと いちろう 男・ 京都 一郎 女	取締役	大正·昭和 平成·令和	63 年	8	月	1	日
男		大正·昭和 平成·令和	年		月		日
法人登記記載の役員全員	を記入ください。						日
株式会社の場合:代表 公益法人の場合:代表			※監查役(は含まな	とい		日
合名会社の場合:法人	登記事項証明書に言	己載の社員	またい)				日
							日
W 11 L D 41 L A A A E	当日 必如 书功	はっとおいしょ	بالأعط ويمسين				
※ 社内肩書きでの会長・※ 役員の氏名・ふりがな		•		-			日
	・性別・役名・生	年月日を必ず訂	【載ください	0) Š		日日
※ 役員の氏名・ふりがな	・性別・役名・生 施行規則にて規定さ	年月日を必ず記 された法定書式	【載ください	0	, š		·
※ 役員の氏名・ふりがな 注:この書式は建築士法 ないよう必ず記入し 男・	・性別・役名・生 施行規則にて規定さ	年月日を必ず記 された法定書式	【載ください	0	,· 月		日 日
※ 役員の氏名・ふりがな 注:この書式は建築士法 ないよう必ず記入し	・性別・役名・生 施行規則にて規定さ	年月日を必ず記された法定書式 い。 大正・昭和	ですので記る	0			日日日
※ 役員の氏名・ふりがな 注:この書式は建築士法 ないよう必ず記入し 男・女 男・	・性別・役名・生 施行規則にて規定さ	年月日を必ず記された法定書式 い。 大正・昭和 平成・令和	載ください ですので記れ	0	月		日日
※ 役員の氏名・ふりがな 注:この書式は建築士法 ないよう必ず記入し 男・女 男・女	・性別・役名・生 施行規則にて規定さ	年月日を必ず記された法定書式 い。 大正・昭和 下式・昭和 下式・昭和 下式・昭和	載ください ですので記れ 年 年	0	月月		日日日
※ 役員の氏名・ふりがな 注:この書式は建築士法 ないよう必ず記入し 男·女男・女男・女男・女男・女男・女男・女男・女男・女男・女男・女男・女男・女男・女	・性別・役名・生 施行規則にて規定さ	年月日を必ず記された法定書式 い。 大正・昭和 大正・昭和 大正・昭和 大正・昭和 大正・昭和 大正・昭和 大正・昭和 大正・昭和 大正・昭和	載ください ですので記れ 年 年	0	月月月		日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
※ 役員の氏名・ふりがな 注:この書式は建築士法 ないよう必ず記入し 男·女男・女男・女男・女男・女	・性別・役名・生 施行規則にて規定さ	年月日を必ず記れた法定書式 ・	載くださいですので記 年 年	0	月月月月月		日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日

第六号書式 (第二十条関係)(A4)

添付書類(イ)

業務概要書

記入例

[記入注意]

- 1 最近のものから順次記入してください。
- 2 [例]

甲野 太郎 東京都 甲野ビル 鉄筋コンクリート 造三階建て延べ500 世事務所 造三階建て延べ500 工事監理 ~令和 2.1.10

			1 / 4 /		
注 文 者	建築物所在地都道府県名	建築物の名称 及び用途	構造及び規模	業務内容	期間
京都府	京都府	京都府庁 2号館	R C造4階建 延約4,500㎡	設計及び 工事監理	H30. 4. 1 ∼R1. 5. 1
A	京都府	集合住宅	R C造3階建 延約1,100㎡	設計	H31. 2. 1 ~継続中

- ・前回の登録から現在まで(約5年間)の建築士法の第23条にかかる業務は全て 直近のものからご記入ください。(着手日が新しいものから) ※ 抜粋は不可です。
- ・他の設計事務所の下請けを行った物件は、注文者をその設計事務所名とし、 業務内容を記入すること。

※ ma数も必ず記入。改修であれば改修の箇所のみ。(全体ma (改修ma))

実績なし

・前回の登録から現在まで(約5年間)の建築士法の第23条にかかる業務が まったく無い場合は、「実績なし」と記入ください。

添付書類(口)



該当するものにチェック 兼任の場合は両方にチェック

登録申請者管理建築士

[記入注意]

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

sb 氏	**** 名	けんちく さぶろう 建築 三郎	生年月日	昭和63年5	5月1日	性別	男
建氰	築士の資格	一級建築士 登録 第12345号 木造建築士 今 いずれかにチョ	エック	登録を受り 道府県名 建築士又は 建築士のも	(二級 は木造	京都	行
学	年 月	学校名及び学科名	7	卒業・	・終了	・中退	の別
歴	平成〇年3月	※ 学部、学科まで記入○○高等学校 普通科			卒	業	
	期間年月~年月	勤務先	<u>.</u>	地(<u>v</u> .	職	名
職	・「地位・	。6ヵ月は記入してください。 職名」は役職(代表取締役・取締役 三建築士としての業務は詳しく(設言					()
	令和○年○月 <u>~現在</u>	株式会社京都会事務所		代表取締役所属建築士			
歴							

添付書類(口)



該当するものにチェック 兼任の場合は両方にチェック

[記入注意]

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

ふり	がな	t, 51. 1.+ 7 =				
氏	名	きょうと いちろう 京都 一郎 いずれかし	生年月日 こチェック	昭和63年8月1	日性別	男
建金	築士の資格	一級建築士 登 二級建築士 録 木造建築士 号 な し		登録を受けた 道府県名(二 建築士又は木 建築士の場合)	級 造	
学	年 月	学校名及び学利	4 名	卒業・終	了・中退	の別
歴	平成〇年3月	※ 学部、学科までま○○高等学校 建築			卒業	
	期間年月~年月	勤務	先	地位	• 職	名
		・6ヵ月は記入してください。 職名」は役職(代表取締役・取	締役等) 生際	いた。フンと地	arte de la c	
職		-建築士としての業務は詳しく (• •	•		()
職歷			• •	•	設計補助等	

<略歴例>

注意

・ 建築士事務所の登録がないにもかかわらず法第23条に規定する業務(補助業務を除く)を行っていた場合は処分の 対象となることがあります。

管理建築士は、建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程を修了した者でなければなりません。管理建築士講習の修了証が取消された場合、管理建築士不設置として、建築士事務所登録が取消される場合があります。

(例1:今回更新する法人事務所の代表者。)

職	期 間 年月~年月		勤	務	先	地	位	•	職	名
	令和2年8月 ~現在	株式会社●●	設計工務			代表取締役	L Č			
#										
歴										

(例2:今回更新する法人事務所の管理建築士。)

	期間	勤務 先	地位・職名
胎	年月~年月	到 纷 儿	地 世 相 右
職	令和2年3月 ~現在	株式会社■■建築 一級建築士事務所	所属建築士、 令和3年2月より管理建築士
歴			

(例3:今回更新する法人事務所の代表者かつ管理建築士。)

	期間	勤 務 先	地位・職名
	年月~年月	到 1为 几	地位,地石
職	令和元年4月 ~現在	●●アーキテクト株式会社 一級建築士事務所	代表取締役 所属建築士(設計業務) 令和3年2月より管理建築士
歴			



第六号書式(第二十条関係) (A4) 添付書類 (ハ)

登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。)が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和○○年○○月○○日

株式会社京都会事務所

登録申請者の氏名又は名称 代表取締役 建築 三郎

京都府指定事務所登録機関

一般社団法人京都府建築士事務所協会 会長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は 木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、 その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である 場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年内にその法人の役員で あつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの)
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所が閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が 経過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた 事実があつた日の以前1年内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないも の)
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しないもの(9において「暴力団員等」という。)
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及 び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者(2に該当する者を除く。)
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者 (3に該当する者を除く。)
- [記入注意] 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

<添付資料>

・定款の写し ※ 原本証明されたもの (正・副)

原本証明・・・

この定款は現行の定款に相違ありません。 令和○○年○○月○○日(直近の証明日)

株式会社京都会事務所 代表取締役 建築 三郎

・登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※ 3ヶ月以内のもの(正・写し)